施設

論点①－1　配置基準の弾力化

対応案

■ 介護老人福祉施設の栄養士等について、特定地域サービスにおいては、地方分権提案を踏まえ、他の施設との連携により入所者の処遇に支障が無い場合に配置を求めない範囲を見直すこととしてはどうか。

■ 介護老人福祉施設の介護支援専門員について、特定地域サービスにおいては、地方分権提案、働き方の多様化、管理者による兼務の範囲等を踏まえ、常勤要件・兼務の取扱いを見直すこととしてはどうか。特定地域サービスにおける介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護においても、介護老人福祉施設と同様に見直すこととしてはどうか。

■ 介護老人福祉施設の看護職員について、特定地域サービスにおいては、働き方の多様化、現行制度における夜間等の配置基準の特例、看護職員の業務の実態、管理者における兼務の範囲等を踏まえ、ICT機器の導入等による負担軽減措置を講じるとともに、同一法人内・近隣の事業所等の看護職員との連携・情報共有等により、看護職員が利用者の状態像に応じた健康管理を適時・適切に行うことができる体制を確保することを前提として、常勤要件、入所者数に応じた配置数、兼務の取扱いを見直すこととしてはどうか。

■ 介護職員・看護職員、ケアマネジャー等のやむを得ない事情における人員欠如減算に係る猶予について、中山間・人口減少地域においては、特に職員確保が困難であることから、特定地域サービスにおいては、ハローワークに該当の職員による求職がされていない等の要件を満たす場合、その特例の期間を見直すこととしてはどうか。

■ これらの配置基準の弾力化を行う場合には、論点①－２に記載するような方策を実施することとしてはどうか。

出典：厚生労働省 第274回社会保障審議会介護給付費分科会 資料1-2「人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築（改正法に基づく新たなサービスの枠組み）」 p.26 より抜粋

施設

論点①－1　配置基準の弾力化

論点①－1

（専門職に関する現行制度や現状について：栄養士・介護支援専門員）

■ 現行、介護老人福祉施設において、栄養士等の１名以上の配置が必要だが、定員40人以下の施設は、他の施設との連携により、入所者の処遇に支障がない場合は、必ずしも配置を要さず、また、介護支援専門員は、常勤かつ専従で１名以上の配置が必要だが、入所者の処遇に支障がない場合は、当該施設の他の職務に従事可能とされている。

■ 令和８年地方分権提案において、地域の実情を踏まえ、「栄養士等について、「入所定員が40人を超えない」という文言の撤廃又は入所定員の増員」・「介護支援専門員について、「常勤」の撤廃、「当該施設」の撤廃、また、介護支援専門員に「介護支援専門員と同等の能力を有する者」などを追加すること」が提案されている。

■ こうした点を踏まえ、栄養士等の確保が困難である中、現行制度においても一定の要件の下で配置が不要とされているところ、特定地域サービスにおける栄養士等の配置基準についてどのように考えるか。

■ また、介護支援専門員の確保が困難である中、人材定着に係る取組として働き方の多様化に応じた施策を講じている施設があり、管理者においても一定の条件の下で他施設との兼務が認められているところ、特定地域サービスにおける介護支援専門員の配置基準についてどのように考えるか。

（専門職に関する現行制度や現状について：看護職員）

■ 令和３年度介護報酬改定で、見守り機器等の導入等により介護老人福祉施設等の夜間の配置基準が緩和された。

■ 看護職員について、介護老人福祉施設では、常勤１名以上かつ入所者数に応じた常勤換算での配置（入所者30人以下：１以上、31～50人：2以上等）が必要である。中山間・人口減少地域のある施設では、看護職員の業務のうち、例えば記録・報告等に係る業務について、記録端末・タブレット、音声入力機器の導入により看護職員の負担軽減・効率化が可能である等との回答があった。

■ こうした点を踏まえ、看護職員の確保が困難である中、

- 休暇制度の整備、育児・介護の両立に係る取組等の働き方の多様化に応じた施策を講じている施設があり、
- 現行制度においても一定の要件の下で夜間職員等について配置基準の特例が設けられており、
- 看護職員の業務に関し一定の業務効率化等が考えられる等の回答もあり、
- 管理者においても一定の条件の下で他施設との兼務が認められているところ、

特定地域サービスにおける看護職員の配置基準についてどのように考えるか。

出典：厚生労働省 第274回社会保障審議会介護給付費分科会 資料1-2「人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築（改正法に基づく新たなサービスの枠組み）」 p. 24 より抜粋

施設

看護職員の業務の実態

○　介護老人福祉施設における看護職員の業務実態（※１）について、施設への調査では、入所者の観察・バイタルチェック、薬の管理・服薬の支援、入所者に対する直接の医療処置等、利用者に直接ケアを行う業務（①、③～⑨）に約５時間１分、その他の業務に約２時間42分（※２）を要していた。

※１　配置医師がいない日における業務実態
※２　その他業務部分について、全てが負担軽減・効率化、役割の見直しが可能であることを示すものではない

図表 2-167　業務ごとの実施時間（配置医師がいなかった日）（n=645）（Q9）

単位：時間

	平均		標準偏差	中央値
勤務時間合計	7.72	7時間 43分	1.72	8.00
① 医師による診療の補助	0.04	2分	0.22	0.00
② 通院・医療機関搬送の付添	0.56	34分	1.09	0.00
③ 入所者の観察・バイタルチェック	1.11	1時間 7分	0.81	1.00
④ 薬の管理・服薬の支援	0.95	57分	0.67	1.00
⑤ 入所者に対する直接の医療処置等	0.97	58分	0.77	1.00
⑥ 医療処置等に係る準備・後始末	0.47	28分	0.43	0.50
⑦ 入所者の療養上の世話	0.77	46分	0.82	0.50
⑧ 本人・家族への説明	0.22	13分	0.28	0.00
⑨ 入所者とのコミュニケーション	0.50	30分	0.52	0.50
⑩ 記録	0.88	53分	0.56	1.00
⑪ 報告・打合せ・会議・カンファレンス	0.58	35分	0.59	0.50
⑫ 施設内の衛生管理・安全管理	0.23	14分	0.30	0.00
⑬ その他	0.44	26分	0.90	0.00

（出典）令和６年度 老人保健事業推進費等補助金　老人保健健康増進等事業　特別養護老人ホームにおけるサービス提供のあり方に関する調査研究事業

出典：厚生労働省 第274回社会保障審議会介護給付費分科会 資料1-2「人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築（改正法に基づく新たなサービスの枠組み）」 p.20 より抜粋

施設

看護職員の業務の実態：事業者へのヒアリングの概要

○　看護職員の業務の実態について、施設へのヒアリング事例では、定員30人及び定員50人の介護老人福祉施設において、
・入所者の内服薬の配薬について、診療科ごとの内服を一包化することによる業務の負担軽減、
・記録・報告・打ち合わせ等に係る業務について、記録端末・タブレット、音声入力機器の導入により看護職員の負担軽減・効率化、
・その他の業務のうち介護業務（食事・移乗介助等）について、役割の見直しが可能であるとの回答があった。

	A施設（北海道a町）		B施設（静岡県b町）		C施設（島根県c町）	
定員・入所者像	・定員50人（稼働率94.9%） ・平均要介護度：3.4 ・医療処置が必要な者：4～5人程度		・定員50人（稼働率98.8%） ・平均要介護度：3.8 ・医療処置が必要な者：５人		・定員30人（稼働率90%） ・平均要介護度：4.1 ・医療処置が必要な者：5～6人程度	
看護職員の配置状況	・看護師２人（うち常勤２、常勤換算2.0） ・准看護師１人（うち常勤０、常勤換算0.4）		・看護師４人（うち常勤３、常勤換算3.8）		・看護師３人（うち常勤３、常勤換算2.0※） ※　看護師の希望により１人が専任の機能訓練指導員として従事	
近隣に病院・訪看ステーション等の有無	有		有		有	
夜間の看護体制	施設の看護職員が電話対応のみで対応		施設の看護職員が電話対応に加え、必要な場合には駆けつけ対応		施設の看護職員が電話対応に加え、必要な場合には駆けつけ対応	
主な医療処置	・皮下点滴 ・静脈点滴 ・疼痛管理（鎮痛剤内服）	・褥瘡・創傷の処置 ・浣腸・摘便	・喀痰吸引 ・疼痛管理（鎮痛剤内服） ・褥瘡・創傷の処置	・導尿、浣腸、摘便 ・膀胱留置カテーテルの管理	・喀痰吸引 ・疼痛管理（鎮痛剤内服） ・血糖測定 ・インスリン注射	・褥瘡、創傷処置 ・導尿、浣腸、摘便 ・膀胱留置カテーテルの管理 ・酸素療法
当該施設で看護職員が担っている業務のうち、効率化等が可能と思われる業務	**・入所者の内服薬の配薬** **・記録** **・その他：介護業務（食事介助、移乗介助等）**		**・記録** **・報告・打ち合わせ・会議・カンファレンス** **・その他：介護業務（食事介助、移乗介助等）**		**・入所者の内服薬の配薬** **・記録**	
効率化の具体策	**・診療科ごとの内服を一包化** **・バイタルサイン測定と記録が連動する端末やシステムの導入** **・役割の見直し**		**・バイタルサイン測定と記録が連動する端末やシステムの導入** **・AI議事録の活用** **・役割の見直し**		**・診療科ごとの内服を一包化** **・タブレットの導入** **・音声入力機器の導入**	

（出典）老健局高齢者支援課より、上記の3施設に対しヒアリング（令和8年10月）

出典：厚生労働省 第274回社会保障審議会介護給付費分科会 資料1-2「人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築（改正法に基づく新たなサービスの枠組み）」 p.21 より抜粋